

空知教育センター組合組織図

令和6年4月1日現在

空知総合振興局所管区域内の市町が、教職員の研修及び研修に関する調査研究の実施並びに教育の理論と実践に係る研究を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づく教育機関として共同で設置した。

研修事業：空知管内全24市町加入 研究事業：岩見沢市、三笠市除く22市町加入

